

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	加賀電子株式会社	コード	8154
提出日	2024/6/7	異動(予定)日	2024/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役、社外監査役の選任議案が提出されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	三吉 遼	社外取締役	○											△				有
2	橋本法知	社外取締役	○											△				有
3	吉田 守	社外取締役	○											△				有
4	橋内 進	社外監査役	○														○	有
5	佐藤陽一	社外監査役	○														○	有
6	大柳京子	社外監査役	○											○				有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社は、三吉 遼と2010年8月から、顧問契約を締結しておりましたが、取締役就任に伴い契約を終了いたしました。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして経営全般に対する監督・助言をいただくことにより当社取締役会の機能強化が図れることを期待して、社外取締役として選任しております。 三吉 遼は、過去に当社取引先における業務執行者でありましたが、既に退職されており、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはなく一般株主との利益相反の恐れはないと判断したため、独立役員として指定しております。
2	当社は、橋本法知と2016年7月から、顧問契約を締結しておりましたが、取締役就任に伴い契約を終了いたしました。 また橋本法知が2016年6月まで業務執行者でありました三菱電機株式会社と当社との間で物品売買等の取引がありますが、取引額が高社の売上高に占める割合は僅少(約0.1%未満、2024年3月期実績)であります。	企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有しており、当該知見を活かし経営全般に関して特に経営戦略や人事などに対する監督・助言をいただくことにより当社取締役会の機能強化が図れることを期待して、社外取締役として選任しております。 橋本法知は、過去に当社取引先における業務執行者でありましたが、既に退職されており取引額も僅少であることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはなく一般株主との利益相反の恐れはないと判断したため、独立役員として指定しております。
3	当社は、吉田 守と2024年4月から、顧問契約を締結しておりましたが、取締役就任に伴い契約を終了いたしました。 また吉田 守が2016年6月まで業務執行者でありましたパナソニックホールディングス株式会社と当社との間で物品売買等の取引がありますが、取引額が高社の売上高に占める割合は僅少(約0.1%未満、2024年3月期実績)であります。	企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有しており、当該知見を活かし経営全般に関して特に経営戦略やガバナンスなどに対する監督・助言をいただくことにより当社取締役会の機能強化が図れることを期待して、社外取締役として選任しております。 吉田 守は、過去に当社取引先における業務執行者でありましたが、既に退職されており取引額も僅少であることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはなく一般株主との利益相反の恐れはないと判断したため、独立役員として指定しております。
4	該当ありません	企業経営や公認会計士として財務および会計に関する豊富な知識・経験を有しており、専門的見地からの多角的な視点をもったアドバイスを期待でき、当社の的確な監査・監督を実施いただけるものと考え、社外監査役として選任しております。 また、公認会計士の立場から、財務に関する経営施策の公正性および透明性につき、その意思決定に有意な牽制が可能と判断されるとともに、専門家としての豊富な経験と知識に基づき経営監視機能の客観性および中立性は確保されるものと考え、独立役員として指定するものであります。 なお、橋内 進は当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
5	該当ありません	判事および弁護士として長年培われた高度な法律知識を有しており、専門家としての見識・経験などを動員して、当社にとり的確な監査・監督を実施いただけるものと考え、社外監査役として選任しております。 また、法律家の立場から、コンプライアンス、リーガルリスク、経営施策の公正性および透明性につき、その意思決定に有意な牽制が可能と判断されるとともに、専門家としての豊富な経験と知識に基づき経営監視機能の客観性および中立性は確保されるものと考え、独立役員として指定するものであります。 なお、佐藤陽一は、アルファパートナーズ法律事務所の弁護士(オブ・カウンセル)を兼務しております。当社はアルファパートナーズ法律事務所との間に顧問弁護士契約を締結しておりますが、同氏は同事務所パートナー弁護士ではありませんので、同事務所の経営および実務には関与しておりません。
6	大柳京子は、社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィスの代表であり、当社は同事務所と2004年6月から顧問契約を締結しておりますが、その取引額が同事務所の売上高に占める割合は僅少(約3%未満、2024年3月期実績)であります。	企業経営や社会保険労務士として豊富な知識・経験を有しており、働き方改革や人的資本への投資および女性活躍推進などにおける企業の健全性を確保するため、専門的見地からの多角的な視点をもった的確な監査・監督を実施いただけるものと考え、社外監査役として選任しております。 また、社会保険労務士の立場から、社会保険や労務等に関する公正性および透明性につき、その意思決定に有意な牽制が期待できるとともに、専門家としての豊富な経験と知識に基づき経営監視機能の客観性および中立性が確保できるものと考え、独立役員として指定するものであります。 なお、大柳京子は、社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィス代表を兼務しております。当社は社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィスとの間に顧問契約を締結しておりますが、その取引額は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはなく一般株主との利益相反の恐れはないと判断したため、独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

--------------

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員との兼任関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

※3 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。  
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。